

2023.4

あきた県民会議

Joho

No 239

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議 (秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

018-824-8989 FAX 018-824-8990

「暴力団対策法」で規制されている暴力的 requirement 行為の 26 号と 27 号の事例紹介となります。法 9 条については、以上の説明となります。今回は、それに加え法 10 条以降の条文について説明していきます。法 10 条から法 12 条の 4 までの説明です。参考にしていただければと思います。

今月から県民会議の事務局が新体制となりました。機関紙「Joho」の配信以外の、相談業務もより充実した業務となるように努めますので、どうかよろしくお願ひいたします。

法令編(立花書房教本の一部抜粋)

1 暴力的 requirement 行為の禁止(法 9 条)～以下の 3 要件を満たす行為が禁止される。(代表的 27 事例の紹介)

- (1) 行為の主体が指定暴力団であること。
- (2) 「その者の所属する指定暴力団等の威力を示す」という手段、方法を用いること。
- (3) その行為が法 9 条各号に定める暴力的 requirement 行為であること。

⑥ 公共事務事業に係る不当契約要求行為

国、地方公共団体等に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、自己や自己の関係者を売買、貸借、請負等の相手方とすること、又は特定の者を契約の相手方としないことをみだりに要求する行為

⑦ 公共事務事業の契約の相手方に対する指導等を不当に要求する行為

国、地方公共団体等に対し、売買、貸借、請負等の契約の相手方に、業務に参入させるよう、指導、助言等をするなどをみだりに要求する行為

2 暴力的 requirement 行為の要求等の禁止(法 10 条)

法 10 条では、指定暴力団員のみならず一般人も、指定暴力団員に対し、「暴力的 requirement 行為をすることを要求し、依頼し、唆したりすることや、暴力的 requirement 行為をしている現場に立会い、当該暴力的 requirement 行為をたすけること。が禁止されている。

3 暴力的 requirement 行為等に対する措置命令(法 11 条及び法 12 条)

指定暴力団員が暴力的 requirement 行為を行った場合、又法 10 条に違反する行為が行われた場合には、公安委員会は、暴力団員等に対し中止命令や再発防止命令を発することができる。

4 指定暴力団等の業務等に関する暴力的 requirement 行為に係わる再発防止命令(法 12 条の 2)

上位の指定暴力団の業務に関して、上位の指定暴力団員の方針に従って、組織ぐるみで暴力的 requirement 行為が行われた場合には、上位の指定暴力団員に対し、再発防止命令を発することができる。

5 準暴力的 requirement 行為の要求等の禁止等(法 12 条の 3 及び法 12 条の 4)

指定暴力団員が、指定暴力団員以外に対し、当該指定暴力団の威力を示して法 9 条各号に掲げる不当な要求行為をすることを要求し、唆し、依頼したりするなどの行為が禁止されており、その違反に対しては再発防止命令を発することができる。